

入札物件の整備履歴及び買主の整備履行条件について

舞鶴市土地開発公社

1 入札物件の整備履歴等

① 土壌調査・土壌改良

売主は入札物件を含む一帯の土地を平成 23 年に取得した後、平成 24 年 8 月に土壌汚染に関する調査を実施した。

調査の結果、自然由来のフッ素及びその化合物の土壌溶出量が基準値を超過したため、平成 25 年に土壌改良工事を実施し、基準を超過した区画を 0.7 m~3.0m 掘削して、良質土による土壌の入れ替えを実施した。

平成 28 年 2 月に入札物件を含む一帯の土地について、京都府中丹東保健所に土壌汚染対策法に基づく届出を行い、平成 28 年 2 月 23 日付けて「当該地において特定有害物質によって汚染されているおそれのある情報はない」旨の回答（別紙「土対法に係る通知」）を受けている。

② 地中残存物の掘削・撤去

入札物件のうち、一定の区画（地中残存物撤去図のとおり）について、令和 3 年 7 月から 9 月までの間に、地下 1m まで掘削し、地中残存物を撤去した。

2 買主の整備等の履行条件等（必須履行事項）

① 開発（造成）

買主自らが、3 年以内に利用計画概要図に示す道路整備を行い、道路幅（排水溝含む幅）6m を確保する他、排水溝を整備、上下水道管を当該道路に布設すること。また、完了後は当該道路等の施設は舞鶴市に帰属させること。なお、周辺の上下水道管の布設状況は「周辺倉谷上下水道管布設状況概要図」を参照。

② 用途指定

有効宅地は一戸建て専用住宅用地とし、買主自らが販売・賃貸等を行うこと。

③ 開発（造成）中の貸駐車場用地の取扱い

入札物件の北西部に使用中の貸駐車場用地（倉谷 1350-43 宅地 242.08 m²）があるため、当該駐車場への車の進入について無条件で認めること、及び、開発（造成）中においては、当該駐車場借受者と協議を行い、進入路の一時変更などにより出来る限り当該駐車場の閉鎖期間を短くするよう努めること。

④ 表覆流水等の排水の確保

入札物件の開発（造成）中において、隣接する住宅地等に影響のないように表覆流水等の排水を適切に行うこと。